

望月 社会保険労務士事務所
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail info@mo-mochizuki.com
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

明日は一日雨みたいで趣味のテニスも出来そうも無く、気分が落ち込んでいます。それに追い打ちをかけているのが我が愛しのジャイアンツ！一試合に何点取られりゃあ気が済むんだよ！！と怒鳴りたくなるほどの弱さで、最近では全く試合を観る気になれません。勝負事なので勝ち負けは仕方ないですが、負けるにしても「負け方」というものがあると思います。お願いだから、ファンの気持ちを折らない試合をしてください……。すいません、今回はすっかり愚痴になってしまいました。

新型コロナに係る傷病手当金の支給に関するQ&Aが改訂されています

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」が改訂され、新たに7つのQが追加されました。追加された7つは下記の通りです。

1. 被保険者が、業務災害以外の事由で罹患した新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の療養のため、労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

⇒傷病手当金の支給対象となりうる。

2. 被保険者の検査は実施していないが、同居家族が濃厚接触者となり有症状になった場合等において、医師の判断により当該被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断されたため、当該被保険者が労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

⇒傷病手当金の支給対象となりうる。

3. 傷病手当金の支給申請にあたり、保健所等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」の添付は必要か

⇒原則として添付は不要（必要に応じて個別に求めることもある）。

4. 傷病手当金の支給申請関係書類として「宿泊・自宅療養証明書」が提出された場合に、これを医師の意見書として取り扱ってよいか

⇒医師等が証明し、かつ必要事項が記載された「宿泊・自宅療養証明書」であれば意見書として取り扱って構わない。

5. 被保険者が、新型コロナウイルスの治癒後にも、事業主から感染拡大防止を目的として自宅待機を命じられたため労務に服することができない場合、当該期間について、傷病手当金は支給されるのか

⇒傷病手当金の支給対象にはならないが、休業手当の対象になりうる。

6. 事業主から自宅待機を命じられていた期間中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当金の待期期間の始期はいつか

⇒医師の意見書の内容を踏まえて判断される。

7. 海外で新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の意見書を添付できない場合は、何をもって労務不能な期間を判断すればよいか

⇒やむを得ない理由により医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付出来ない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとする。

それぞれの内容が細かくて難しい点もあるので、従業員から相談があった際には弊所までご相談ください。